

令和8年度 従業員表彰実施要項

1 目的

商工会員の事業所に勤務する従業員を対象として、若年労働者等を表彰することにより労働意欲の高揚を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

2 表彰方法

商工会の「令和8年度通常総会」において、県連会長名の表彰状を各商工会長より伝達する。

3 表彰の種類及び推薦基準

表彰の基準及び被表彰者の推薦基準は、次のとおりとする。

表彰の種類	推薦基準	被表彰者数
若年労働者表彰	商工会員の事業所に勤務する25歳未満かつ1年以上勤続する従業員であって、勤務態度等、他の模範となる者で、これまで同表彰を受けたことがない従業員とする。	該当者全員
特別功労者表彰	商工会員の事業所に勤務する従業員で、発明、工夫、災害防止等及び生産性の向上及び会社発展のために特に貢献したと認められる従業員とする。	該当者全員
永年勤続者表彰	商工会員の同じ事業所に20年以上勤務している者、又は20年以上勤務していた従業員で勤務態度等他の模範となる者で、これまで同表彰を受けたことがない従業員とする。	該当者全員

※法人役員は対象外とする。

※同年度での同一人に係る重複申請は、原則不可とする。

4 推薦基準 令和8年1月1日現在